

建設工事に係る江別市競争入札参加資格格付けについて

江別市では、江別市競争入札参加資格（工事）のうち、土木、建築、電気、管、水道施設の5工種について、評定数値に基づいた等級格付けを行っています。

格付けの有効期間は2年間です。

なお、格付に使用する評定数値は、下記1、2の客観的要素の評定数値と主観的要素の評定値の総合点で決定されます。

記

1 客観的要素の評定数値

審査基準日における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の総合評定値P点を用います。

2 主観的要素の評定数値

下記評定項目（2）～（8）については、江別市競争入札参加資格審査本登録申請時に申告が必要となります。（評定項目（2）～（8）については市内業者（本社、本店、受任先を江別市に置く者）のみ対象）

なお、申告書の提出、申告書に申告事項の記載がない場合は、加点されません。

【主観的要素評定項目】

評定項目	概要、付与点数	加対象者	登録時申告																
(1) 工事成績	本市発注工事のうち、1月1日から12月31日 までを1か年とする直前2か年に竣工した工事の 工事施工成績に係る評定数値の平均により、下記の とおり加点 <table><tr><th>評点平均</th><th>付与点数</th></tr><tr><td>91 点以上</td><td>60 点</td></tr><tr><td>86 点～90 点</td><td>50 点</td></tr><tr><td>81 点～85 点</td><td>40 点</td></tr><tr><td>76 点～80 点</td><td>30 点</td></tr><tr><td>71 点～75 点</td><td>20 点</td></tr><tr><td>66 点～70 点</td><td>10 点</td></tr><tr><td>65 点以下</td><td>0 点</td></tr></table>	評点平均	付与点数	91 点以上	60 点	86 点～90 点	50 点	81 点～85 点	40 点	76 点～80 点	30 点	71 点～75 点	20 点	66 点～70 点	10 点	65 点以下	0 点	全業者	<u>不要</u>
評点平均	付与点数																		
91 点以上	60 点																		
86 点～90 点	50 点																		
81 点～85 点	40 点																		
76 点～80 点	30 点																		
71 点～75 点	20 点																		
66 点～70 点	10 点																		
65 点以下	0 点																		
(2) 主たる営業所 の所在地	主たる営業所（本社・本店）の所在地が江別市内 である者 付与点数 30点	市内業者※のみ	<u>要</u> (添付書類 不要)																

(3) 若年技術者・女性技術者の雇用 ※対象となる国家資格等については、別表1 参照 審査基準日：R6.12.1	3年以上雇用している格付対象工種の監理技術者または主任技術者となり得る国家資格等を有する技術者について、若年者の雇用（35歳未満）または女性の雇用がある場合、下記のとおり加点 <table><tr><td></td><td>35歳未満</td><td>女性</td></tr><tr><td>監理技術者</td><td>5点/1人</td><td>5点/1人</td></tr><tr><td>主任技術者</td><td>3点/1人</td><td>3点/1人</td></tr></table> ※35歳未満かつ女性の場合は、両項目で加点 ※江別市内に登録する営業所（本社・本店または受任先）に勤務する者のみ加点 ※同一資格が格付対象工種に複数該当する場合は、それぞれの工種で加点 ※技術者一人が一工種で複数の資格を持つ場合でも、加点対象は一工種につき一資格のみ		35歳未満	女性	監理技術者	5点/1人	5点/1人	主任技術者	3点/1人	3点/1人	市内業者※のみ	要 (添付書類必要)
	35歳未満	女性										
監理技術者	5点/1人	5点/1人										
主任技術者	3点/1人	3点/1人										
(4) 災害時協力協定の締結 審査基準日：R6.12.1	江別市と災害時協力協定、または江別市水道事業に係る「災害時における応急措置等の協力に関する協定」を締結している者及び同協定を締結している団体等の構成員である者 付与点数 20点	市内業者※のみ	要 (添付書類不要)									
(5) 地域貢献活動 審査基準日：R6.12.1	審査基準日の過去2か年において、ボランティアで地域貢献活動を行っている者 付与点数 10点	市内業者※のみ	要 (添付書類必要)									
(6) 障がい者の雇用 審査基準日：R6.12.1	江別市内に登録する営業所（本社、本店、受任先）で法定雇用率を超えて障がい者を雇用している者 付与点数 超過している1人につき5点 ※障がい者雇用状況の報告義務のある事業主においては、法定雇用率を超える障がい者の雇用をしている者 ※報告義務のない事業主においては、障害者雇用促進法に定める基準に該当する障がい者の雇用をしている者	市内業者※のみ	要 (添付書類必要)									

(7) 健康経営への取組 日本健康会議の健康経営優良法人の認定を受けている者 付与点数 3点 ※審査基準日において次年度における健康経営優良法人認定に申請がなされており、認定後速やかに認定書の写しが提出できる者に加点します。(提出がされなかった場合には加点が無効となり、格付内容が変更となる場合があります。) 審査基準日：R6.12.1	市内業者※のみ	要 (添付書類必要)
(8) 保護観察対象者等の就労支援 札幌保護観察所に協力雇用主として登録しており、審査基準日の過去2か年に保護観察対象者等を雇用した実績又は保護観察対象者等を対象とした職場体験講習若しくは事業所見学会のいずれかを実施した実績がある者 付与点数 5点 審査基準日：R6.12.1	市内業者※のみ	要 (添付書類必要)

※市内業者・・・江別市内に、本社、本店、受任先を置く者

3 格付基準

上記1及び2を基に算出された総合評定値（客観的要素評定数値（P点）+主観的要素評定数値）により、下表に対応する等級が決定します。

【格付等級対応表】

ランク	土木	建築	電気	管	水道施設
A	900点以上	800点以上	800点以上	850点以上	850点以上
B	900点未満 800点以上	800点未満	800点未満	850点未満	850点未満
C	800点未満	-	-	-	-

※新たに市内業者となった場合、初年度（工種の追加も含む）は、最下位の等級になります。また、次年度の格付等級の上昇は1等級ずつとなります。

※主観的要素評定数値の付加による等級の上昇については、客観的要素評定数値(P点)のみで算出した場合の等級より1等級上位までとなります。

※決定した等級については、申出により降格することができます。

4 申告に係る提出書類について

市内業者で、主観的要素の評定項目について申告をする場合は、江別市競争入札参加資格審査登録申請時に「建設工事格付けに関する主観的要素評価項目申告書」及び必要な添付書類を提出してください。

なお、申告書の提出、申告書に申告事項の記載がない場合は、加点されません。

別表 1

監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等

資格区分		建設業の種類				
		土木	建築	電気	管	水道施設
建設業法 (合格証明書)	1級建設機械施工技士	◎				
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	○				
	1級土木施工管理技士	◎				◎
	1級土木施工管理技士補					③
	2級土木施工管理技士(種別:土木)	○				○
	2級土木施工管理技士(種別:鋼構造物塗装)					⑤
	2級土木施工管理技士(種別:薬液注入)					⑤
	2級土木施工管理技士補					⑤
	1級建築施工管理技士		◎			③
	1級建築施工管理技士補		◎			③
	2級建築施工管理技士(種別:建築)		○			⑤
	2級建築施工管理技士(種別:躯体)					⑤
	2級建築施工管理技士(種別:仕上げ)					⑤
	2級建築施工管理技士補					⑤
	1級電気工事施工管理技士			◎		
	2級電気工事施工管理技士			○		
	1級管工事施工管理技士				◎	③
	1級管工事施工管理技士補					③
	2級管工事施工管理技士				○	⑤
	2級管工事施工管理技士補					⑤
	1級造園施工管理技士					③
	1級造園施工管理技士補					③
	2級造園施工管理技士					⑤
	2級造園施工管理技士補					⑤
建築士法 (免許証)	1級建築士		◎			
	2級建築士		○			
技術士法 (登録証)	建設・総合技術監理(建設)	◎		◎		
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎		◎		
	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)	◎				
	電気電子・総合技術管理(電気電子)			◎		
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)				◎	
	上下水道・総合技術監理(下水道)				◎	◎
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)				◎	◎

資格区分		建設業の種類				
		土木	建築	電気	管	水道施設
技術士法 (登録証)	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎				
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)				◎	◎
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)				◎	◎
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)				◎	
電気工事士法 (免状)	第1種電気工事士			○		
	第2種電気工事士			③		
電気事業法 (免状)	電気主任技術者(第1種～第3種)			⑤		
水道法 (免状)	給水装置工事主任技術者				①	
職業能力開発 促進法 (合格証書)	1級冷凍空気調和機器施工				○	
	2級冷凍空気調和機器施工				③	
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)				○	
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)				③	
	1級建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)				○	
	2級建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)				③	
その他	建築設備士			①	①	
	1級計装士			①	①	
	登録電気工事基幹技能者			○		
	登録送電線工事基幹技能者			○		
	登録計装基幹技能者			○	○	
	登録配管基幹技能者				○	
	登録ダクト基幹技能者				○	
	登録冷凍空調基幹技能者				○	

◎：監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる。

○：主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる。

○(数字)：主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる。数字は資格取得後に必要な実務経験年数。